

# 議会議案第1号

## 「障がい者差別解消法」の早期制定・施行を求める意見書

我が国では、障害者基本法第4条において、障がい者に対する「差別の禁止」が規定されているものの、行政機関や民間事業者等による差別的取扱いの禁止行為や差別解消のための具体的な対応など、同規定の実効性を確保する措置等を定めた法律が制定されていない。

一方、現在、米国、EU、カナダ、オーストラリア、韓国、インド等の多くの国々で、障がい者に対する差別禁止及び障がい者の社会参画の権利等を定めた法律が制定されている。

また、国内においても、北海道、岩手県、千葉県、熊本県、さいたま市、八王子市等の地方自治体が障がい者に対する差別禁止に係る条例等を制定している。

さらに、現在、約130カ国が2006年に国連総会で採択された障害者権利条約の署名、批准を終えているが、我が国は同条約との法的整合性を担保する法制度の整備が十分ではないため、同条約を批准できない状況が続いている。

こうした国内外における状況を踏まえ、国においても障害者自立支援法の改正や障害者虐待防止法の制定、障害者基本法の改正など、障がい者に係る施策の充実を図るための法整備が進められてきたところである。

去る4月26日に政府から提出された障害者基本法第4条の規定を具体化する「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案」（通称：障害者差別解消法案）は、これまでの国における取組の集大成とも言えるものであり、多くの障がい者や関係者から同法の早期施行が求められている。また、同法の施行により我が国の障害者権利条約の批准のための環境が整うことにもなる。

よって、国におかれては、次の事項を実現するよう強く要望する。

### 記

- 1 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案」の早期制定・施行を図り、雇用、教育、公共交通、医療、役務の提供など、あらゆる分野における障がい者の権利利益を侵害する社会的障壁の除去に努めるとともに、障がい者が社会参加するための環境整備を一層進めること。
- 2 本法制定後、本法律に基づき、政府全体の方針として定める「障害者の差別の解消の推進に関する基本方針」並びに同方針に即して行政機関や地方公共団体等が定める「職員のための要領」及び各事業分野を所管する主務大臣が定める「事業者のための指針（ガイドライン）」については、障がい者や関係事業者等の意見を最大限尊重し、十分に反映したものとすること。
- 3 障がい者が差別により制限された権利を速やかに回復できるよう、既存の紛争解決機関等の活用の推進も含め、相談及び紛争防止・解決のための体制の整備・拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年6月28日

|        |      |
|--------|------|
| 衆議院議長  | } あて |
| 参議院議長  |      |
| 内閣総理大臣 |      |
| 総務大臣   |      |
| 厚生労働大臣 |      |
| 内閣官房長官 |      |

石川県議会

## 議会議案第2号

### 一般用医薬品販売制度に関する意見書

今、国においては、薬事法における一般用医薬品のインターネット等による販売規制について、経済成長戦略として、消費者の利便性の向上を図るため、安全基準を設定して自由化する意向と伝えられるが、医薬品は本質的に人の身体にとって異物であり、不適正な使用や副作用等による健康被害の可能性が常に存在している。したがって、その適正、安全な使用のためには、薬剤師等の医薬品の専門家が医薬品の使用者の健康状態等を把握の上、医薬品の選択についてアドバイスし、その購入者の状況に応じて必要かつ確かな情報を提供することが可能であること、使用後、何らかの副作用等の身体的事象等が発現した場合、薬剤師等の指導により速やかな対応が可能であることが必要である。

以上を鑑みると、医薬品の販売には、いつでも相談可能な薬剤師等の専門家が購入者の身近に存在し、購入者との円滑な意思疎通が可能な対面による販売が不可欠である。

さらに、インターネット販売サイトは匿名性が高く、責任の所在が不明確であることなどから、これを解禁している諸外国では、偽造医薬品の横行と健康被害が大きな問題となっていることが伝えられている。

よって、国におかれては、一般用医薬品の販売について国民の安心・安全を第一義とし、薬事法の改正など必要な規制、措置を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年6月28日

|        |      |
|--------|------|
| 衆議院議長  | } あて |
| 参議院議長  |      |
| 内閣総理大臣 |      |
| 総務大臣   |      |
| 厚生労働大臣 |      |
| 内閣官房長官 |      |

石川県議会

議会議案第3号

後期高齢者医療制度の名称変更を求める意見書

後期高齢者医療制度は、国が、75歳以上の高齢者の人口や医療費が増加したことから、世界一の長寿国である日本の医療、特に高齢者の方々の医療を支えるため、新たに平成20年4月から導入したところである。

しかしながら、高齢者に新たな負担が生じることや低所得者への配慮に欠けていること、さらには、本制度の施行前から「後期高齢者」という名称に関して戦後の荒廃した日本を支え、平和な国にするために努力されてきた高齢者の方々に対して、“姥捨て山”のごとき印象を与えているとの批判を受けるなど、多くの問題点が指摘されてきたところである。

今後の後期高齢者医療制度については、国において平成24年8月10日に成立した社会保障制度改革推進法の「社会保障制度改革国民会議」の中で検討されることとなっているが、本制度も5年目に入り、月日とともに制度も定着してきたこと、新たな制度構築には膨大な費用がかかることなどから、国におかれては、「後期高齢者」という名称について、「長寿医療」など高齢者に配慮した優しい名称に変更されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年6月28日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
厚生労働大臣  
内閣官房長官

あて

石川県議会

議会議案第4号

TPP交渉参加に当たり聖域の確保を  
最優先とする対応を求める意見書

政府は、平成25年3月15日に、TPP交渉への参加を表明し、4月20日には、交渉参加11カ国全てから日本の交渉参加支持を取り付けており、7月にもTPP交渉に参加する見通しである。

TPPは、農林水産業をはじめとする多くの分野について我が国の経済活動や国民生活に大きな影響を及ぼすことが懸念されている。

先般の日米首脳会談では、「聖域なき関税撤廃が前提ではない」と合意されているものの、農林水産物の重要品目が聖域として確保されるか否かは、現時点で明らかとなっていない。

また、政府は、TPP交渉参加に当たり、「守るべきものは守り、攻めるべきものは攻めて、日本の国益を最大限実現する」としているが、国益をいかにして守るのかについて、その具体的な内容を示していない状況にある。

よって、国におかれては、今後の交渉に当たり、国民に対する情報提供と説明責任を果たすとともに、国益をどう守り、農業・農村の将来をどう描くかなどを明確にし、国民合意を得た上で判断するよう強く要望する。

さらに、交渉過程において、特に、農林水産分野の重要品目の「聖域」の確保を最優先とし、それが確保できない場合は、脱退も辞さないとの姿勢で交渉に臨むよう、併せて強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年6月28日

|        |      |
|--------|------|
| 衆議院議長  | } あて |
| 参議院議長  |      |
| 内閣総理大臣 |      |
| 総務大臣   |      |
| 外務大臣   |      |
| 農林水産大臣 |      |
| 経済産業大臣 |      |
| 内閣官房長官 |      |

石川県議会

議会議案第5号

スポーツ庁の創設を求める意見書

平成24年3月、「スポーツ基本法」に基づく「スポーツ基本計画」が初めて策定された。同計画では、「スポーツ基本法」に示された理念の実現に向け、平成24年度から10年間のスポーツ推進の基本方針と5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策が示されている。

スポーツは、体を動かすという人間の本源的な欲求に応え、精神的充足や楽しさ、喜びをもたらすという内在的な価値を有するとともに、青少年の健全育成や地域社会の再生、心身の健康の保持増進、社会・経済の活力の創造、我が国の国際的地位の向上など、国民生活において多面にわたる役割を担うものである。

しかしながら、日本のスポーツ行政は、これまで、文部科学省が競技スポーツを担当する一方、障害者スポーツは厚生労働省が担当するなど、省庁間をまたいで行われてきた。

こうした中、2020年東京オリンピック・パラリンピックの招致活動が大詰めを迎えており、各省庁のスポーツ施策を一本化し、総合的に施策を立案できる新たな省庁として、「スポーツ庁」の設置が望まれている。

さらに、スポーツ庁の設置により、昨今のスポーツ界における暴力等の、それぞれの競技スポーツの中で独自に解決しにくい問題の解決、スポーツを通じた国際交流並びに地域スポーツ及びトップスポーツの振興などが期待されている。

よって、国におかれては、スポーツ振興を国家戦略として位置付けるためにも、早急に「スポーツ庁」を創設するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年6月28日

|        |   |    |
|--------|---|----|
| 衆議院議長  | } | あて |
| 参議院議長  |   |    |
| 内閣総理大臣 |   |    |
| 総務大臣   |   |    |
| 文部科学大臣 |   |    |
| 厚生労働大臣 |   |    |
| 内閣官房長官 |   |    |

石川県議会